

府共発第349号  
平成24年8月1日

各都道府県

男女共同参画主管課（室）長 殿

内閣府男女共同参画局推進課  
暴力対策推進室長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針の一部を改正する告示について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第2条の2第4項に基づき、主務大臣は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととされており、本日付け官報において別添のとおり告示されたところです。

基本方針の改正の概要は下記のとおりですので、都道府県においては、現行の基本計画の見直しに当たられるとともに、管内の市町村、関係機関及び関係団体に基本方針の一部改正について周知を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

## 1 外国人登録原票の取扱いに関する改正

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）の施行に伴い、外国人登録法（平成17年法律第125号）が廃止されたため、第2-7（2）「イ 外国人登録原票の取扱い」が削除されることとなりました。

## 2 年金に関する改正

### （1）配偶者からの暴力が原因で避難している被害者に係る保険料免除について

「国民年金法施行規則の一部を改正する省令」（平成24年厚生労働省令第101号）の施行に伴い、配偶者からの暴力が原因で避難している被害者が保険料の免除を申請する場合における特例について、第2-7（7）年金のエに追記されました。

### （2）その他

その他所要の規定の整備が行われました。

3 施行期日

平成24年 8 月 1 日

(別添省略)